

しょうぶ園使用許可事務取扱要綱

(総則)

第1条 しょうぶ園の使用許可等の事務の取扱いについては、都市公園条例（昭和34年横須買市条例第18号。以下「条例」という。）及び都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(使用料の免除)

第2条 本市及び本市の機関が主催又は共催して使用する場合は、条例第20条第3項の規定により使用料を免除する。

(ホール等の申込み)

第3条 ホール、談話室又は和室の使用について口頭で申込みをする者は、使用前にホール等使用簿（別記様式）に必要事項を記入しなければならない。

2 使用期日前の申込みについては、電話により行うことができる。

(くじの取扱い)

第4条 施設の専用使用を希望する者が同一場所及び同一時間に競合した場合は、はじめにくじを引く順序を決める予備抽選を行い、その順序により引いて当選者を定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

